

## 品川区ホームページ広告掲載取扱要綱

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 制定 | 平成 1 5 年 3 月 1 2 日 区長決定    |
|    | 平成 1 5 年 4 月 要綱第 2 2 号     |
| 改正 | 平成 2 0 年 1 月 3 1 日 部長決定    |
|    | 平成 2 0 年 4 月 要綱第 9 号       |
| 改正 | 平成 2 1 年 2 月 1 0 日 区長決定    |
|    | 平成 2 1 年 4 月 要綱第 1 2 号     |
| 改正 | 平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 区長決定  |
|    | 平成 2 6 年 1 1 月 要綱第 1 6 2 号 |
| 改正 | 平成 3 1 年 3 月 1 3 日 部長決定    |
|    | 平成 3 1 年 3 月 要綱第 1 0 9 号   |
| 改正 | 令和 6 年 3 月 2 5 日 部長決定      |
|    | 令和 6 年 3 月 要綱第 1 1 4 号     |

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が管理するホームページに  
広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第 2 条 区長は、区民の生活に密着した公益性・公共性を有する情報をホームペ  
ージにバナー広告として掲載することができる。ただし、次に掲げる情報はこ  
の限りでない。

- (1) 区のホームページの公共性および品位を損なうおそれがあるもの。
- (2) 風俗営業取締法（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 1 条に掲げる営業に該  
当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人的宣伝に係るもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他、区長がホームページに掲載する広告として適当でないと認めら  
れるもの

(広告掲載の位置)

第 3 条 広告の掲載は、区ホームページ P C サイトのトップページとし、その位  
置は区長が指定する。

(広告の規格および掲載料)

第 4 条 広告の規格および掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格（1 枠あたり）
  - 天地 46 ピクセル(固定)、左右 115 ピクセル(固定)、
  - ファイルサイズ 4 キロバイト以内、
  - ファイル形式 GIF 形式（アニメーション GIF 不可）
- (2) 掲載料 1 枠につき、月額 2 万円

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月および12ヶ月の4種類の区分とする。

2 広告掲載期間中、区の都合によりホームページを閉鎖した時は、その時間に  
応じ、次のとおり掲載期間を延長することができる。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 1時間以上24時間以内   | 1日        |
| (2) 24時間を超え48時間以内 | 2日        |
| (3) 48時間を超え72時間以内 | 3日        |
| (4) 72時間を超えたとき    | 閉鎖した日数+1日 |

(広告の掲載申込み)

第6条 ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「掲載申込者」という。)は、広告掲載申込書(別記 第1号様式)を区長へ提出しなければならない。

(広告の掲載決定等)

第7条 区長は、前条の規定に基づき、申込みがあったときは、速やかに審査の  
うえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告  
掲載件数を超えたときは、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定通知書(別  
記第2号様式)により、掲載できないと決定したときは通知書(別記第3号様  
式)により掲載申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者(以下「広告主」と  
いう。)は、区の指定する方法により広告原稿を作成し、区が指定した期日ま  
でに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は区の指定する期日までに、第4条に定める広告掲載料を一括し  
て前納するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、この  
限りでない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由に  
より掲載することができなかつたときまたは第11条の規定に基づき掲載の  
決定を取り消したときは、その一部または全部を還付することができる。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 区長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取消すことが  
できる。

- (1) ホームページの更新に支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、区長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長室長が定める。

付則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 2 6 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申込者

〒 -

住 所（所在地）

会社名・団体名

代表者名

電話・FAX番号

担当者

連絡先 E-mail

@

品川区ホームページ広告掲載取扱要綱第 6 条の規定に基づき、広告案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

|        |                                                                                            |  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 広告の内容  | (デザイン案を記入または添付してください)<br>(バナー広告の地色が白や透過の場合、境界線がわからないので枠を作成すること)                            |  |
|        | リンクするURL                                                                                   |  |
| 掲載希望枠数 | (1枠とは、天地46ピクセル(固定)、左右115ピクセル(固定)、ファイルサイズ 4<br>キロバイト以内、ファイル形式：GIF形式(アニメーションGIF不可))<br><br>枠 |  |
| 掲載希望期間 | (掲載期間は、3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月および12ヶ月の4種類)<br><br>年 月 日 から 月                                           |  |

年 月 日

様

品川区長

## 広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区ホームページの広告掲載について下記のとおりに決定しましたので通知します。

### 記

- 1 広告掲載枠数 1 枠
- 2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 広告掲載料 円、－（月額20,000円× 月分）
- 4 納入方法 年 月 日までに同封の納入通知書により、  
指定の場所でお支払いください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区長

## 広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった品川区ホームページの広告掲載について下記のとおり非掲載を決定しましたので通知します。

記

1 申込広告内容

2 非掲載理由